

はじめに

平成27年会社法の大改正から7年、平成28年の商業登記規則の改正(株主リスト等の作成及び登記申請書への添付義務)から6年が経ちました。

その間、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「規制改革実施計画」に基づき、法令等又は慣行により国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続については、政府全体として押印の見直しを求められ、商業・法人登記手続についても押印規定の見直しがされました。

これを受け、商業登記の申請書類のうち、会社代表印等の押印が義務付けられていた書面の一部に、押印義務が課されなくなりました。本書に関連する部分では、第2章株主リスト(証明書)及び種類株式の株主リスト(証明書)が、その代表例です。従前では、株主リスト(証明書)及び種類株式の株主リスト(証明書)には、必ず会社代表印の押印が必要でしたが、この見直しの結果、何らの押印も必要なくなりました。第2章でこの点に触れていますので、ご参照ください。

また、令和4年9月1日から商業登記規則等が改正されました。このうち、本書に関係するのは、①代表取締役等の住所の非表示措置(第5章第4節乃至第6節の代表取締役の選定関係)と②支店所在地における登記の廃止(第5章第11節支店設置をする場合の議事録)です。この2点の改正は、直接議事録等の記載に影響を及ぼすものではありませんが、商業登記に多大な影響があるため改正点を簡単に紹介しています。

3訂補訂版では、これらの改正を中心に本書の記載及びCD-ROMの修正を行いました。CD-ROMには、Word形式の議事録等が収録してありますので、会社名及び取締役等の氏名を置き換えていただければ、そのまま議事録及び登記申請書の添付書類として活用することが可能です。

なお、株主総会議事録の一部にも取締役等の押印義務はありません。しかし、当該議事録の原本性を明らかにし、かつ改ざん等の防止や訴訟における証拠能力の観点から、大部分の株式会社で株主総会議事録に記名押印をしている事実があります。したがって、本書の株主総会議事録の記載例も、取締役等が記名押印する形式にしています。

末筆ながら、本書出版にご協力くださった方々に本稿をお借りしてお礼を申し上げます。

令和4年10月吉日

司法書士・行政書士 星野 文仁

C O N T E N T S

第 1 章	設立に関する議事録	17
第 1 節	発起設立と募集設立	18
第 2 節	一般的な発起設立（現物出資をしない場合）で必要な議事録	20
第 3 節	一般的な募集設立（現物出資をしない場合）で必要な議事録	25

	株主リスト（証明書）及び 種類株式の株主リスト （証明書）	37
第 1 節	登記すべき事項について株主全員の同意（種類株式の株主全員の同意）を要する場合	39
1	登記すべき事項について株主全員の同意を要する場合で種類株式を発行していない会社の場合の株主リスト（証明書）	39
2	登記すべき事項について種類株式発行会社が種類株式の株主を含めた株主全員の同意を要する場合の株主リスト（証明書）	41
3	登記すべき事項についてある種類株式の株主全員の同意を要する場合の種類株式の株主リスト（証明書）	43
第 2 節	登記すべき事項について株主総会の決議（種類株主総会の決議）を要する場合	45

1	種類株式を発行していない会社が登記すべき事項について株主総会の決議を要し10名の株主を記載する場合の株主リスト（証明書）	46
2	種類株式を発行していない会社が登記すべき事項について株主総会の決議を要し議決権割合が3分の2に達するまでの株主を記載する場合の株主リスト（証明書）	48
3	種類株式を発行している会社が登記すべき事項について株主総会の決議を要し10名の株主を記載する場合の株主リスト（証明書）	50
4	種類株式を発行している会社が登記すべき事項について株主総会の決議を要し議決権割合が3分の2に達するまでの株主を記載する場合の株主リスト（証明書）	54
5	種類株式を発行している会社が登記すべき事項について種類株主総会の決議を要し10名の種類株式の株主を記載する場合の種類株式の株主リスト（証明書）	56
6	種類株式を発行している会社が登記すべき事項について種類株主総会の決議を要し議決権割合が3分の2に達するまでの種類株式の株主を記載する場合の種類株式の株主リスト（証明書）	58

第 3 章 株式に関する議事録

61

第1節	発行する全部の株式の内容に関する特別の定めを設ける場合の株主総会議事録	62
1	譲渡制限株式の定めに関する株主総会議事録	62
2	取得請求権付株式の定めに関する株主総会議事録	72
3	取得条項付株式の定めに関する株主総会議事録	74
第2節	従来普通株式しか発行していなかった株式会社が新たに種類株式を発行するため定款を変更する場合の株主総会議事録	78

1	剰余金の配当についての種類株式を発行するため定款を変更する場合の株主総会議事録	79
2	残余財産の分配についての種類株式を発行するため定款を変更する場合の株主総会議事録	81
3	議決権制限種類株式を発行するため定款を変更する場合の株主総会議事録	83
4	譲渡制限種類株式を発行するため定款を変更する場合の株主総会議事録	85
5	取得請求権付種類株式を発行するため定款を変更する場合の株主総会議事録	88
6	取得条項付種類株式を発行するため定款を変更する場合の株主総会議事録	90
7	全部取得条項付種類株式を発行して、スクィーズアウトする場合の株主総会議事録	92
8	普通株式に全部取得条項を付加する定款変更のための普通株式の株主による種類株主総会議事録	98
9	黄金種類株式（拒否権付種類株式）を発行するため定款を変更する場合の株主総会議事録	100
10	取締役又は監査役の選任に関する種類株式を発行するため定款を変更する場合の株主総会議事録	103
第3節 発行可能株式総数の変更に関する株主総会議事録		106
1	普通株式のみを発行している公開会社以外の会社が発行可能株式総数を変更する場合の株主総会議事録	106
2	種類株式を発行している会社が発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の増加をする場合の株主総会議事録及び種類株主総会議事録	108
3	公開会社以外の会社が定款を変更して公開会社となったことに伴い発行可能株式総数を縮減する場合の株主総会議事録	115
第4節 株主名簿管理人に関する議事録		118
1	株主名簿管理人の設置の議事録	118

Contents

2	株主名簿管理人の変更の取締役会議事録	121
3	株主名簿管理人の廃止の議事録	122
第5節	臨時株主総会についての基準日及び招集に関する取締役会議事録	126
第6節	株式の譲渡承認に関する議事録	128
1	譲渡制限株式を譲渡しようとする株主が承認請求し、会社が承認する場合の取締役会議事録	128
2	譲渡制限株式を取得した者が承認請求し、会社が承認する場合の株主総会議事録	130
3	譲渡制限株式を譲渡しようとする株主が承認請求し、会社が承認しない場合の議事録	133
第7節	株式会社が株主との合意により自己株式を取得する場合の議事録	141
第8節	株式会社が特定の株主から自己株式を取得する場合の議事録	145
第9節	株式会社が相続人等一般承継人から自己株式を取得する場合の議事録	149
第10節	株式会社が子会社から自己株式を取得する場合の議事録	153
第11節	取得条項付株式及び取得条項付種類株式の取得の場合の議事録	157
第12節	スクィーズアウトではなく全部取得条項付種類株式を全部取得する場合の株主総会議事録	161
第13節	相続人等に対する株式の売渡請求に関する株主総会議事録	164
1	相続人等に対する株式の売渡請求に関する定款変更のための株主総会議事録	164
2	相続人等に対する株式の売渡請求に関する定款の定めがある会社が相続人等に株式の売渡請求をする場合の株主総会議事録	166
第14節	株式の消却に関する議事録	168

第15節	特別支配株主の株式等売渡請求に関する議事録	171
第16節	株式の併合に関する株主総会議事録	176
1	普通株式のみを発行している会社が株式併合をする場合の株主総会議事録	177
2	種類株式発行会社がある種類株式についてだけ株式併合をする場合の株主総会議事録	179
第17節	株式の分割に関する議事録	183
第18節	株式無償割当てに関する議事録	187
第19節	単元株式数に関する議事録	192
1	単元株式数を設定する場合の株主総会議事録	192
2	種類株式発行会社が各種類株式の単元株式数を増加する場合の株主総会議事録	194
3	単元株式数を減少する場合の取締役決定書	196
4	単元株式数を廃止する場合の取締役会議事録	197
第20節	募集株式に関する議事録	199
1	募集株式（第三者割当て）で現物出資がない場合の議事録	199
2	募集株式（第三者割当て）で現物出資がある場合の議事録	207
3	募集株式（第三者割当て）で現物出資がなく募集株式を引き受けようとする者が募集株式の総数引受契約を締結する場合の議事録	211
4	募集株式（第三者割当て）で一部現物出資があり募集株式を引き受けようとする者が募集株式の総数引受契約を締結する場合の議事録	215
5	公開会社以外の会社が会社法200条1項及び定款の規定により募集株式（第三者割当て）による募集事項の決定を取締役に委任する場合で現物出資がない場合の議事録	221
6	取締役会設置会社である公開会社以外の会社が会社法200条1項の規定により募集株式（第三者割当て）による募集事項の決定を取締役に委任する場合で現物出資がなく募集株式を引き受けようとする者が募集株式の総数引受契約を締結する場合の議事録	225

7	公開会社以外の会社が会社法200条1項及び定款の規定により募集株式（第三者割当て）による募集事項の決定を取締役に委任する場合で現物出資がなく募集株式を引き受けようとする者が募集株式の総数引受契約を締結する場合の取締役決定書	229
8	公開会社の有利募集に当たる募集株式（第三者割当て）で現物出資がなく募集株式を引き受けようとする者が募集株式の総数引受契約を締結する場合の議事録	230
9	公開会社以外の会社が会社法200条1項及び定款の規定により募集株式（第三者割当て）による募集事項の決定を取締役会又は取締役に委任する場合で現物出資があり募集株式を引き受けようとする者が募集株式の総数引受契約を締結する場合の議事録	234
10	公開会社の有利募集に当たる募集株式（第三者割当て）で現物出資があり募集株式を引き受けようとする者が募集株式の総数引受契約を締結する場合の議事録	238
11	募集株式（株主割当て）で現物出資がない場合の議事録	240
12	募集株式（株主割当て）で一部現物出資がある場合の議事録	248
第21節	株券発行会社が定款を変更して株券不発行会社（株券廃止）とする場合の株主総会議事録	257

第 4 章 新株予約権に関する議事録 263

第1節	新株予約権の発行に関する議事録	264
1	新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する場合の株主総会議事録	264
2	会社法239条1項の規定に基づき募集事項を取締役会で決定する場合の取締役会議事録	272
3	新株予約権を割り当てる場合の取締役会議事録	278

4	会社法239条1項の規定に基づき募集事項を取締役会で決定し、かつ募集新株予約権につき総数引受契約を締結する場合の取締役会議事録	280
第2節	新株予約権の消却に関する取締役会議事録	286

第5章 機関に関する議事録 289

第1節	株主総会招集に関する取締役会議事録	290
第2節	種類株主総会の議事録	293
第3節	定款を変更して取締役会を廃止し、監査役も廃止する場合の株主総会議事録	296
第4節	取締役会非設置会社が取締役を選任し、この取締役に代表権を付与する場合の株主総会議事録	297
第5節	取締役会非設置会社が代表取締役を選定する場合の議事録	300
1	取締役会非設置会社が取締役を新たに1名選任し、従来の代表取締役のみを定款の規定によって代表取締役に選定する場合の株主総会議事録	300
2	取締役会非設置会社が取締役を新たに1名選任し、定款の規定により代表取締役を取締役の互選で選定する場合の議事録	303
3	取締役会非設置会社が取締役を新たに1名選任し、従来の代表取締役のみを株主総会の決議によって代表取締役に選定する場合の株主総会議事録	306
第6節	取締役会設置会社が代表取締役を選定する場合の取締役会議事録	309
第7節	会計参与を置く場合の議事録	311
第8節	公開会社以外の会社が定款を変更して役員の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までに伸長する場合	

Contents

の株主総会議事録	314
第9節 取締役と株式会社が競業取引又は利益相反取引をする場合の議事録	317
1 取締役と株式会社が競業取引をする場合の議事録	317
2 取締役と株式会社が利益相反取引をする場合の議事録	320
第10節 本店移転をする場合の議事録	325
1 取締役会非設置会社が定款変更の伴う本店移転をする場合の株主総会議事録	325
2 取締役会設置会社が定款変更の伴う本店移転をする場合の議事録	327
第11節 支店設置をする場合の議事録	331
1 取締役会非設置会社が支店設置をする場合の株主総会議事録	331
2 取締役会設置会社が支店設置をする場合の取締役会議事録	333
第12節 取締役及び監査役の実任免除規定並びに非業務執行取締役並びに監査役の実任限定契約に関する株主総会議事録	335
1 取締役及び監査役の実任免除規定を新たに設定する場合の株主総会議事録	335
2 非業務執行取締役及び監査役の実任限定契約に関する株主総会議事録	337
第13節 監査役の実任の範囲を変更する株主総会議事録	341
1 公開会社以外の会社でこれまで会計監査権しかなかった監査役の実任の範囲を業務監査権に拡大する場合、かつ、監査役を新たに選任する場合の株主総会議事録	342
2 公開会社以外の会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く）でこれまで業務監査権があった監査役の実任の範囲を会計監査権のみに限定する場合の株主総会議事録	345

第 6 章 計算に関する議事録

349

第 1 節	定時株主総会に関する取締役会議事録及び株主総会議事録	350
1	定時株主総会の招集に関する取締役会議事録	350
2	定時株主総会議事録	353
第 2 節	公告方法変更の株主総会議事録	357
第 3 節	資本金の額の減少の議事録	360
1	株主総会の特別決議が必要な資本金の額の減少の場合の株主総会議事録	360
2	定時株主総会の普通決議で資本金の額の減少ができる場合の定時株主総会議事録	362
3	取締役の決定又は取締役会決議で資本金の額の減少ができる場合の議事録	365
第 4 節	準備金の額の減少の議事録	369
1	株主総会の普通決議が必要な準備金の額の減少の場合の株主総会議事録	369
2	定時株主総会で準備金の額を減少し欠損填補する場合の定時株主総会議事録	371
3	取締役の決定又は取締役会決議で準備金の額の減少ができる場合の取締役の決定書	374
4	準備金の額を減少して資本金の額を増加する場合の株主総会議事録	376
第 5 節	その他資本剰余金の額又はその他利益剰余金の額を減少して資本金の額を増加する場合の株主総会議事録	379
第 6 節	その他資本剰余金の額を減少して資本準備金の額を増加する場合又はその他利益剰余金の額を減少して利益準備金の額を増加する場合の株主総会議事録	382
第 7 節	剰余金についてのその他の処分に関する株主総会議	

	事録	385
第8節	剰余金の配当に関する株主総会議事録	387
第9節	株式会社が剰余金の配当について内容の異なる2以上の種類の株式を発行している場合の剰余金の配当に関する株主総会議事録	389
第10節	剰余金として配当する財産が金銭以外の場合の株主総会議事録	392

第7章 定款の変更に関する議事録 395

第8章 事業の譲渡等に関する議事録 405

第1節	事業の譲渡等で株主総会の承認を要する場合の株主総会議事録	406
第2節	事業の譲渡等で株主総会の特別決議を要しない場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	408
1	略式事業譲渡の場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	408
2	簡易な事業全部の譲受けの場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	410

第9章 解散、清算及び継続に関する議事録 415

第1節	株主総会で解散を決議し清算人を選任する場合の株主総会議事録	416
第2節	清算人が2名以上いる株式会社が本店移転する場合	

	の清算人決定書	419
第3節	解散中の株式会社が株主総会の特別決議で株式会社を継続する場合の議事録	421
1	会社継続後の株式会社が取締役会非設置会社の場合の株主総会議事録	421
2	会社継続後の株式会社が取締役会設置会社の場合の議事録	424
第4節	清算中の会社が清算開始時貸借対照表承認のために定時株主総会を招集する場合の議事録及びその定時株主総会議事録	428
1	清算人会非設置会社が清算開始時貸借対照表承認のために定時株主総会を招集するための清算人決定書及び定時株主総会議事録	428
2	清算人会設置会社が清算開始時貸借対照表承認のために定時株主総会を招集するための清算人会議事録	431
第5節	清算終了する場合の議事録	434
1	清算人会非設置会社が清算終了する場合の株主総会議事録	434
2	清算人会設置会社が清算終了場合の清算人会議事録	436

第10章 吸収合併に関する議事録 439

第1節	株式会社同士が吸収合併する場合の吸収合併契約書締結のための取締役会議事録及び取締役の決定書	440
第2節	株式会社同士が吸収合併する場合の吸収合併契約書承認のための株主総会議事録	443
第3節	株式会社同士が吸収合併する場合で存続会社となる株式会社の株主総会における吸収合併契約書の承認が不要な場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	447
1	略式吸収合併の場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	447
2	簡易吸収合併の場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	450
第4節	株式会社同士が吸収合併する場合で消滅会社となる	

株式会社の株主総会における吸収合併契約書の承認
が不要な場合の取締役会議事録及び取締役の決定書… 453

第11章 吸収分割に関する議事録 457

- 第1節 株式会社同士が吸収分割する場合の分割契約書締結
のための取締役会議事録及び取締役の決定書… 458
- 第2節 株式会社同士が吸収分割する場合の分割契約書承認
のための株主総会議事録… 461
- 第3節 株式会社同士が吸収分割する場合で承継会社となる
株式会社の株主総会における分割契約書の承認が不
要な場合の取締役会議事録及び取締役の決定書… 465
- 1 略式分割の場合の取締役会議事録及び取締役の決定書… 465
 - 2 簡易吸収分割の場合の取締役会議事録及び取締役の決定書… 468
- 第4節 株式会社同士が吸収分割場合で分割会社となる
株式会社の株主総会における分割契約書の承認が不
要な場合の取締役会議事録及び取締役の決定書… 471
- 1 略式分割の場合の取締役会議事録及び取締役の決定書… 471
 - 2 簡易吸収分割の場合の取締役会議事録及び取締役の決定書… 474

第12章 株式交換に関する議事録 477

- 第1節 株式会社同士が株式交換を行う場合の株式交換契約
書締結のための取締役会議事録及び取締役の決定書… 478
- 第2節 株式会社同士が株式交換を行う場合の株式交換契約
書承認のための株主総会議事録… 481
- 第3節 株式会社同士が株式交換を行う場合で完全親会社と
なる株式会社の株主総会における株式交換契約書の
承認が不要な場合の取締役会議事録及び取締役の決

定書	485
1 略式株式交換の場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	485
2 簡易株式交換の場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	488
第4節 株式会社同士が株式交換を行う場合で完全子会社となる株式会社の株主総会における株式交換契約書の承認が不要な場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	491

第13章 新設合併に関する議事録 495

第1節 株式会社同士が新設合併する場合の新設合併契約書締結のための取締役会議事録及び取締役の決定書	496
第2節 株式会社同士が新設合併する場合の新設合併契約書承認のための株主総会議事録	499

第14章 新設分割に関する議事録 501

第1節 新設分割により株式会社を設立するため作成された分割計画書を承認するための取締役会議事録及び取締役の決定書	502
1 1社で新設分割を行う新設分割計画書を承認する場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	503
2 2社以上の株式会社が共同して新設分割を行う新設分割計画書を承認する場合の取締役会議事録及び取締役の決定書	505
第2節 株式会社が新設分割する場合の分割計画書承認のための株主総会議事録	508
1 1社で新設分割を行う新設分割計画書を承認する場合の株主総会議事録	508
2 2社以上の株式会社が共同して新設分割を行う新設分割計	

画書を承認する場合の株主総会議事録…………… 510

第3節 簡易新設分割の場合の取締役会議事録及び取締役の
決定書…………… 514

第15章 株式移転に関する議事録 517

第1節 株式移転により株式会社を設立するため作成された
株式移転計画書を承認するための取締役会議事録及
び取締役の決定書…………… 518

1 1社で株式移転を行う株式移転計画書を承認する場合の取
締役会議事録及び取締役の決定書…………… 519

2 2社以上の株式会社共同して株式移転を行う株式移転計
画書を承認する場合の取締役会議事録及び取締役の決定書…………… 521

第2節 株式移転の株式移転計画書承認の場合の株主総会議
事録…………… 524

1 1社で株式移転を行う株式移転計画書を承認する場合の株
主総会議事録…………… 524

2 2社以上の株式会社共同して株式移転を行う株式移転計
画書を承認する場合の株主総会議事録…………… 526

— 凡 例 —

本書で用いている略語は次のとおりです。

(略称)	(正式名)
会	会社法
会施規	会社法施行規則
会計規	会社計算規則
整備法	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
登録規	商業登記規則

第1章

設立に関する議事録

第1節 発起設立と募集設立

株式会社の設立方法は、発起人（会社設立の企画者で、人数に制限はありません）が設立時発行株式のすべてを引き受ける発起設立（会25条1項1号）と設立時発行株式の一部を募集する募集設立（会25条1項2号）の2通りがあります。

旧商法においてもこの2つの方法がありましたが、会社法の発起設立では銀行の発行する出資払込金保管証明書（銀行が出資者から払い込まれた資本金を間違いなく預かっているという証明書。旧商法では、この書類が発起設立の場合でも必要で、株式会社設立に時間がかかる大きな要因でした）の提出が不要となりましたので、発起設立では非常にスピーディに株式会社を設立することができるようになりました。大いに活用すべきでしょう。

ただし、会社法上、発起人には一定の責任が課せられています（会52条ないし56条）ので、注意してください。

なお、株式会社が設立されてしまえば発起設立も募集設立も会社自体に違いはありません。設立方法が違うだけです。以下にそれぞれ両者の特徴を記載しますので参考にしてください。

発起設立の特徴

- ① 設立しようとする株式会社の出資者（株主）が1名の場合には、発起設立の方法しかありません。
- ② 会社設立の登記申請書に銀行発行の出資払込金保管証明書の添付が不要ですから、定款認証さえ終われば即日会社設立をすることも可能です。
- ③ 作成する書類が募集設立に比べ少なくてすみます。
- ④ 発起人が複数の場合には、その全員が定款に実印を押印する必要がありますので、定款認証までの時間が募集設立より長時

間かかります。また、発起人が海外に居住中の者や外国会社である場合には、領事館等で署名（サイン）証明等を取得する必要があります。

- ⑤ 定款認証後会社設立までに定款を変更しなければならない場合には、定款の再認証を受ける必要があります。

募集設立の特徴

- ① 設立しようとする株式会社の出資者（株主）が2名以上の場合には、その一部の者を発起人として他の出資者を設立時募集株式の引受人とすることにより募集設立とすることができます。発起人と設立時募集株式の引受人の違いは、会社が成立してしまえばほとんどありません。ただし、前述のとおり、発起人には、会社企画者としての一定の責任が課せられている（会52条ないし56条）ので注意してください。設立時募集株式の引受人には、原則としてこのような責任は課せられていません。したがって、出資者が数多くいる場合や海外に居住中の者や外国会社である場合には、募集設立としたほうが手続はスムーズになります。
- ② 会社設立の登記申請書に銀行発行の出資払込金保管証明書の添付が必要ですから、定款認証後最低1週間は、会社設立までに時間がかかります。
- ③ 作成する書類が発起設立に比べ多くなります。
- ④ 発起人以外の出資者は、定款に実印を押印する必要がないので、定款認証までの時間が発起設立より短時間でできます。また、出資者が海外に居住中の者や外国会社である場合でも発起人ではなく設立募集株式の引受人であれば、領事館等で署名（サイン）証明等を取得する必要がありません。
- ⑤ 定款認証後会社設立までに定款を変更しなければならない場合には、創立総会で定款変更をすればよく、定款の再認証を受ける必要がありません。

第2節

一般的な発起設立（現物出資をしない場合）で必要な議事録

発起設立の必要書類は、下記のとおりです。

会社法では株式会社の機関設計（取締役の人数や監査役を置くか置かないかなど）が非常に自由になったため、機関設計によって発起設立の必要書類が大きく異なります。

本節では、一番シンプルな機関設計（取締役を1名として監査役を置かない会社。以下、本書では「A型会社」といいます）と従来の株式会社と同じ機関設計の会社（取締役が3名以上で取締役会を設置し、監査役を1名置く会社。以下、本書では「B型会社」といいます）の例を、取り上げます。

なお、令和4年9月1日（以下、「同日」といいます）に電子提供制度が、始まりました。この電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し、そのウェブサイトのアドレス等を書面により通知することによって、株主総会資料を提供することができる制度のことです。

よって同日以降、株式会社の設立時に定款に「電子提供措置をとる旨」を定めることが可能となりました（会325の2）。

ただし、株主の数が10数名程度とそれほど多くない中小企業にとって、この制度はデメリットのほうが大きいと思われるます。

デメリットの代表的なものとしては、非公開会社であってもこの制度を設けると株主総会の招集通知を株主総会の日々の2週間前までに発しなければならなくなります（会325条の4）。この制度を設けなければ、非公開会社の取締役会設置会社であれば1週間前までに、取締役会非設置会社であればもっと短い期間を定款で定めることが来ますので、これは大きなデメリットと言えます。したがって、本書ではこの制度を設ける会社設立の解説はしません。

また本書では、会社議事録に絞っておりますので、下記書類のうち

議事録関係書類（A型会社では②発起人決定書、B型会社では②発起人決定書及び④設立時代表取締役の選定書）を以下に記載します。

発起設立の必要書類（A型会社）

- ① 定款
- ② 発起人決定書（発起人が複数の場合には、発起人会議事録）
- ③ 設立時取締役の就任承諾書
- ④ 設立時取締役の印鑑証明書
- ⑤ 払込みがあったことを証する書面
- ⑥ 資本金の額の計上に関する設立時取締役の証明書（ただし、金銭出資のみの場合には不要です）

Ex 01-02-01

発起人決定書

令和〇年〇月〇日、東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号当会社
創立事務所において、発起人山田太郎は、下記の事項を決定した。

記

1. 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額を次のとおりとする。
山田 太郎 普通株式 20株 金100万円
1. 設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額を金100万円とする。
1. 設立時取締役を次のとおりとする。

設立時取締役 山田 太郎

なお、被選任者はその就任を承諾した。

1. 本店の所在場所を次のとおりとする。

本店 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

以上の決定事項を明確にするため、本決定書を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

株式会社 ABC

発起人 山田 太郎

個人
実印

発起設立の必要書類 (B型会社)

- ① 定款
- ② 発起人決定書 (発起人が複数の場合には、発起人会議事録)
- ③ 設立時取締役及び監査役の就任承諾書
- ④ 設立時代表取締役の選定書
- ⑤ 設立時代表取締役の就任承諾書
- ⑥ 設立時代表取締役の印鑑証明書
- ⑦ 設立時代表取締役を除く取締役及び監査役の住民票の写し等
- ⑧ 払込みがあったことを証する書面
- ⑨ 資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書 (ただし、金銭出資のみの場合には不要です)

発起人決定書

令和〇年〇月〇日、東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号当会社創立事務所において、発起人全員が出席し、その全員の一致により下記の事項を決定した。

記

1. 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額を次のとおりとする。

田中 一郎 普通株式200株 金1,000万円

1. 設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額を金1,000万円とする。

1. 設立時取締役及び設立時監査役を次のとおりとする。

設立時取締役 田中 一郎

設立時取締役 田中 二郎

設立時取締役 田中 三郎

設立時監査役 田中 四郎

なお、被選任者は、いずれもその就任を承諾した。

1. 本店の所在場所を次のとおりとする。

本店 東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号

以上の決定事項を明確にするため、本決定書を作成し、発起人全員が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

株式会社 XYZ

発起人 田中 一郎 ㊟

Ex 01-02-03

設立時代表取締役の選定書

令和〇年〇月〇日、東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号当会社創立事務所において、設立時取締役全員が出席し、その全員の一致により下記の者を設立時代表取締役に選定した。

記

東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号

設立時代表取締役 田中 一郎

なお、被選定者は、その就任を承諾した。

以上の決定事項を明確にするため、本選定書を作成し、設立時取締役全員が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

株式会社 XYZ

設立時取締役 田中 一郎

個人
実印

設立時取締役 田中 二郎 ㊟

設立時取締役 田中 三郎 ㊟

著者略歴

星野 文仁 (ほしの・ふみひと)

司法書士、行政書士 埼玉県生まれ。

明治大学商学部卒業。昭和60年4月株式会社丸井入社。平成7年8月ソニー生命保険株式会社に転職。平成9年11月同社退社。平成10年9月星野ふみひと司法書士事務所開設。平成10年6月からWセミナー司法書士基礎講座講師も10年間務める。平成21年4月から司法書士・行政書士星野リーガル・ファームに改称して現在に至る。

【著書等】

「保険代理店のためのM & A完全マニュアル」(保険毎日新聞社)共著、「減資の税務と登記手続」(日本法令)共著、「株式会社・有限会社の議事録事例集」(日本法令)、「実践会社法」(かんき出版)共著、「定款の変更・作成の正しい実務」(中経出版)、「Q&A会社解散・清算の実務」(税務経理協会)共著

【連絡先】

TEL 03-6228-6900

URL <https://www.shoshi.jp>

3訂補訂版

最新／株式会社の議事録事例集

平成18年11月1日 初版発行

令和4年12月10日 3訂補訂版発行



日本法令

検印省略

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

著者	星野文仁
発行者	青木健次
編集者	岩倉春光
印刷所	三報社印刷
製本所	国宝社

(営業) TEL 03-6858-6967

Eメール syuppan@horei.co.jp

(通販) TEL 03-6858-6966

Eメール book.order@horei.co.jp

(編集) FAX 03-6858-6957

Eメール tankoubon@horei.co.jp

(オンラインショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・**JCOPY** <出版者著作権管理機構 委託出版物>

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© F. Hoshino 2022. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72950-2